

5. 居住困難区域内家屋の代替家屋に係る特例

(1) 概要

東日本大震災に伴う、原子力発電所の事故により設定された居住困難区域内のにあった家屋（対象区域内家屋）の所有者が、当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を、平成23年4月21日（居住困難区域設定指示が行われた日）から居住困難区域が解除された日から起算して3月（同日後、新築されたものであるときは1年）を経過するまでの間に取得した場合には、代替家屋に係る税額のうち、当該対象区域内家屋の床面積相当分について、最初の4年度分は2分の1に、その後の2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

(2) 特例適用要件

- ① 居住困難区域設定指示が行われた日において、当該居住困難区域内に所在した家屋の代替であること。
- ② 代替家屋は、対象区域内家屋と種類、用途が同一であること。

(3) 特例の内容

対象区域内家屋の床面積相当部分に係る固定資産税・都市計画税の税額について、取得後最初の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額する。

(4) 特例期間

居住困難区域の指定を解除する旨の告示があった日から起算して3月（対象区域内代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋

(5) 特例対象者

- ① 警戒区域設定指示が行われた日における対象区域内家屋の所有者（共有者を含む。）
- ② ①から対象区域内家屋を相続した者
- ③ 代替家屋に①と同居する三親等内の親族
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

(6) 提出書類（②～⑥は写し可）

- ① 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内住宅用地・家屋の代替土地・代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書
- ② 居住困難区域設定指示が行われた日において対象区域内家屋を所有していた旨を証する書類→対象区域内家屋の登記事項証明書等
- ③ 対象区域内家屋が存したことを証する書類→対象区域内家屋の課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄帳等
- ④ 対象区域内家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類→代替家屋の建築確認申請書、平面図、立面図、仕様書等
- ⑤ (5) ②, ③の場合は、相続人等に該当する旨を証明する書類→戸籍謄本等
- ⑥ (5) ④の場合は、合併法人又は分割承継法人を確認する書類→法人の登記事項証明書

(7) 問い合わせ先

富里市 課税課資産税班

TEL 0476-93-0444（直通）